

## オフセット衝突基準の基準（概要）

車室の変形によって乗員に傷害が発生することを防止するため、車両前面が40%ずつ重なり合って正面衝突する事故を模擬したオフセット衝突基準を新たに設けます<sup>(※)</sup>。

### 1. 基準の適用対象自動車

専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（車両総重量2.5トン以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量2.5トン以下のもの。

### 2. 基準の概要

運転者席及び助手席にダミーを乗車させ、時速56km/hでアルミハニカムに運転者席側の一部（オフセット率40%）を前面衝突させた場合のダミーへの衝撃が定められた基準以下であること。

### 3. 適用時期

乗用車・・・2007年9月以降の新型車

（ただし、継続生産車については、2009年9月以降）

貨物自動車・・・2011年4月以降の新型車

（ただし、継続生産車については、2016年4月以降）



(※) フルラップ衝突基準は1994年から乗用車に、1997年から貨物自動車に適用している